

民事裁判管轄権に関する事項（昭和27年7月）

民事裁判管轄権に関する事項

行政協定第18条の適用に関し、日米合同委員会において、合意された事項は、次のとおりである。

1. 規定の解釈について

- (1) 「文民たる政府職員」とは、中央政府の職員のみを言う。
- (2) 第3項にいう「第三者」中には、在日合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族並びに国際連合の軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族を含まないものとする。
- (3) 米軍歳出外資金諸機関使用人は、第18条第3項及び第5項の適用については、在日合衆国軍隊の被用者として考えられる。

2. 訴訟手続上の協力の方法手続について

- (1) 日本国の民事裁判所が合衆国当局に対し証拠のための文書又は物件の送付を囑託し、又は、民事訴訟のために公式の情報の提供を囑託した場合には、合衆国軍隊がかかる文書及び物件を提供することを制限する法令に反しない限り、これに応ずるものとし、その囑託は、当該文書又は物件を保管する区域又は施設の指令官にあててなすべきである。
- (2) 日本国の民事裁判所が合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族を証人又は鑑定人として取り調べることについては、原則として異議がない。これらの者に呼出状を送達するについては、当該官憲は、証人たるべき者の所在する区域又は施設の司令官の許可を受けてその区域又は施設内に立ち入ることができる。この場合、当該官憲のために護衛兵を附する。
- (3) 日本国の民事裁判所は、合衆国軍隊の使用する区域又は施設内で検証することができる。当該区域又は施設の司令官は、裁判所の要求があるときは、これを許可し、かつ、護衛兵を附するものとする。
- (4) 日本国の民事裁判所は、合衆国軍隊の使用する区域又は施設内にある者に対し訴訟に関する書類を直接送達することができる。この送達のため区域又は施設内に立ち入ることの要請は、送達を受くべき本人に対し監督権を有する区域又は施設の司令官に対してなすべく、司令官は、護衛兵を附する。

3. 損害賠償分担金及び慰謝料請求の手続き

民事裁判管轄権に関する事項（昭和41年12月（改正））

民事裁判管轄権に関する事項（改正）

従前（昭和27年）の合意では駐留軍労務者が公務中死傷した場合、地位協定第18条5項の「第三者」に含まれないとされていたのを「第三者」に含まれるよう改正したもの。

（合同委承認日付'66年12月15日）

少額海事損害に関する事項（昭和36年9月）

少額海事損害に関する事項

地位協定第18条5（a）から（f）までの規定が適用される少額海事損害として、昭和36年9月の日米合同委員会において次のように合意されている。

1. 20トン未満の船舶の船荷に対する損害で、1件2,500合衆国ドル以下の請求に係るもの。ただし、船舶とその船荷が同一の請求者の所有に属するときは、当該船舶及び船荷に対する請求は、1件の請求として取り扱われるものとする。
2. えびかご、たこつぼ、はえなわ、かきかご、えり・やな及びおだ並びに魚、えび、たこ、その他の海産動物を捕獲するために漁業者が使用する類似の装置に対する損害
(昭和36年9月28日付調達庁告示第9号参照)